ID:　246

担当部署:　こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	過料
例規名 根拠条項	芦屋市介護保険条例　第13条から第16条まで
例規番号	平成12年条例第11号

【根拠条文】

（過料）

第13条　第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき（同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。）又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

第14条　法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。

第15条　被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第16条　詐欺その他不正の行為により保険料その他この法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

【基準】

根拠条文及び第17条の規定による。

第17条　第13条から前条までの過料の額は、情状により、市長が定める。

2　第13条から前条までの過料を徴収する場合において発する納額告知者に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日